

室 報



カンザスのヒマワリ畑；友人のソーシャルワーカー ヒジャ・カンダさん

◀目次▶

From Kansai to Kansas：障害のある学生支援レポート
～合理的配慮という権利とセルフ・アドボカシー～ …… 2

2015年度 公開研究学習会
親密な関係における暴力をなくすために …… 5

南京・広州を訪ねて …… 7

書評『日本の外国人学校
トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』… 9

From Kansai to Kansas: 障害のある学生支援レポート

～合理的配慮という権利とセルフ・アドボカシー～

加納 恵子

1. ADA(障害のあるアメリカ人法)制定25周年

アメリカ中西部のカンザス大学(Kansas University)には、全米でも有名な自立生活研究所がある。25年前、社会福祉学部に客員研究員で滞在したときに、障害のある人の自立生活運動の研究でよく通ったところである。当時、研究員だったグレン (Dr. Glen White) は、今では所長となり、今回の訪問をととても歓迎してくれた。

25年前の1990年といえば、ちょうど、「障害のあるアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act (ADA))」が制定された年だ。私は、7月26日、テレビでパパ・ブッシュ大統領がADAにサインする姿を食い入るように見つめていた。時代が大きく動いた瞬間だった。

さて、四半世紀を経て、日本でも、このADAに相当する、「障害者差別解消法 (2013)」が成立し、いよいよ今春 (2016・4) 施行される運びとなった。この法律は、従来のような生活支援の枠組みを超える人権法として一般的な店舗・事業所にも影響してくることから、今その準備にみな追われている。高等教育機関としての大学もしかりである。そこで人権問題研究室障害者問題班は、2013年から中期行動計画として「大学におけるインクルーシブ教育の可能性」というテーマで、学生相談・支援センターとの連携のもと、学内・国内と、調査・研修を進め、海外調査対象として、関西大学(Kansai Univ.)と同規模の学生数約30000人、教員数約2200人、14学部、170専攻の研究型総合大学であるカンザス大学(Kansas Univ.)に足を運んだというわけである。



図1. カンザス大学社会福祉学研究所でのセミナー (後方中央:エド・カンダ研究科長、左1番目:グレン・ホワイトRTC/IL所長)

2. 高校から大学へのギャップを埋める支援

自立生活研究所 (Research & Training Center on Independent Living、以下RTC/IL) は、障害のある当事者が地域社会で自立して生活するための調査研究やそのための実践的な訓練マニュアル、e-ラーニング開発など幅広く取り組んでいるが、今回のテーマである「修学支援」に関して興味深かったAccess to Successプロジェクト (<http://www.accesstosuccess.ku.edu/>) を紹介したい。

ADA施行後、障害のある学生の大学進学率は飛躍的に伸びたが、学士取得まで到達できる学生は障害のない学生に比して1/3程度と低迷している。これまで「合理的配慮」としての支援サービスや機器の開発・実用化を進め、一定程度のメニューはそろってはきているが、高校までのシンプルで守られた教育システムから大学の複雑で多様なカリキュラムや履修システムへの移行期は要注意なのである。意識の面でも子どもから大人への過渡期であり、障害のある学生にとっては予想以上のギャップが横たわっている。制度が整っているからといってスムーズに自分に合った「合理的配慮」の調整が自分の力でできるかといえば、そう簡単にはいかない。Access to Successは、ここに注目して、当事者学生が自ら「合理的配慮」を求め、相談・調整していく力をつける学習プログラム (empowerment self-advocacy for accommodations) として開発された。

その枠組みを簡単に説明すると、「知識のオンライン・チュートリアル」と「スキルのグループ・ワークショップ」という2本柱の組み合わせで構成されている。ひとつめの「知識学習」の柱には①権利としての法制度、合理的配慮の知識 ②自己覚知としてのストレングスや障害認識 ③支援メニューの知識 ④適切な支援メニューの自己アセスメント の4項目があり、各々順番に学習していく。もうひとつの「スキル学習」の柱には、①「交渉の段階モデル」を7ステップに分けて解説し ②7段階モデルのロールプレイ場面を紹介し ③実習用ロールプレイ・シナリオを提示して、最終的に ④自己アセスメント



図2. カンザス大学修学支援アクセスセンターのある建物の前(中央: 医学研究科博士課程大学院生ティムと盲導犬ブラックジャック、左: 社会福祉学研究所教授エド、右: 医学研究科教授ジェフ)

用アプリケーションでロールプレイを実習できるようにデザインされている。このプログラムは、本人の状況や進度に合わせて、いつでもeラーニングで学習できるように用意されている。プラグマティックなアメリカらしい学習プログラムであり、詳細についての検討は別の機会に譲るとして、総じて支援の基本的なメッセージとして伝わってくるのは、「あなたには権利がある。そしてその権利を行使する責任もあなたにある。主役はあなた、私たちは、あなたがその権利をうまく行使できるように側面から支援しましょう。」というものだ。つまり、「あなたには、合理的配慮を受ける権利があり、その権利を行使するには、自己の正しい障害認識やそのための専門的診断やそれに見合った支援サービスの知識を得て、自己アセスメント力を高めていくことが重要となります。そうやって、セルフ・アドボカシー(自分自身の権利擁護)機能を高めて、自分にとっての適切な合理的配慮を整えましょう。あなたは、もはや保護の対象ではなく権利の主体なのです。待っているだけではサービスは配達されません、動き出しましょう。」といったところだろうか。いささか厳しく聞こえるかもしれないが、出発点として「権利主体の認識」を何よりも重視している点が、「思いやりの福祉教育」路線を敷いてきたわが国の現状には示唆的である。

3. 修学支援アクセスセンター (Academic Achievement and Access Center)

図2の写真中央に写っている全盲の大学院生ティム(ソーシャルワーク修士課程を修了して現在医学研究科博士課程に在籍)が、盲導犬ブラックジャック(この「盲導犬同伴許可」も修学上の合理的配慮のひとつ)とともに案内し

てくれた部署は、Academic Achievement and Access Centerである。一般的には障害学生支援室(Disability Student Service)と総称されているが、カンザス大学では、このように一般化した名称で呼んでいる。

当センターではセンター長を含めて6人の専門職員が配置されている。2014年度の登録障害学生数は1004人であるから、単発の面談や一時的利用の学生も含めて、平均167人を担当していることになる。そのなかで、LD(学習障害)あるいはADHD(注意欠陥・多動衝動)の学生は、551人と実に55%を占めている。日本では、LDやADHDなど発達障害の概念がまだ社会的には普及しておらず専門的に診断できる医師も少ない状態であるから、数字としてはあまり把握されていないが、今後の増加が予想される。また、関係者の間では、いわゆる成績不振学生や中途退学者のなかにこうした問題を抱えた学生が潜在的に一定の層をなして存在しているのではないかともいわれ、表面化してくるのは時間の問題であろう。

次に、合理的配慮の具体的な支援メニューを紹介しておく。まず、「試験の配慮」として、別室受験や時間延長、代筆・代読、キーボード入力などがある。「教材・教科書へのアクセス」については、点字、音声、拡大・電子データといった代替フォーマットに変換、ビデオへの字幕追加などがある。音声言語へのアクセスとしては、手話通訳・文字通訳(要約筆記・パソコン・ノートテイク)、記録の代替として、録音・撮影・パソコン利用の許可やノートテイクなどがある。こうしたものは、日本にいてもさほど目新しいメニューではないが、アメリカらしいのは、こうした支援をテクノロジーで解決しようと様々な自立サポート装置が開発され商品化されていることである。特殊キーボードや特殊マウス、特殊蛍光ペン、ノイズキャンセリングヘッドフォンなど、きめ細かな自助具の新商品情報提供やお試し貸し出しサービスもある。しかし、個人使用の装置や備品については、基本的に車椅子やメガネのように、個人負担原則となっている。また、LD学生が利用する数学や語学といった科目別の個別チューター(成績優秀学生の学生アルバイトとしてセンターがコーディネートしているメニューであるが、一種の家庭教師と理解したらわかりやすい)の費用も個人持ちである。

こうしてみると、「合理的配慮」とは、障

参考資料

Access to Successプロジェクト(<http://www.accesstosuccess.ku.edu/>)
Academic Achievement and Access Center (June 2015) *Annual Data Report: Serving Students with Disabilities Registered with AAAC Fall and Spring 2014-2015*

害が不利とならないように、修学へのアクセスを保障するための条件整備をしていくだけのことであって、個々人の便宜を図って単位取得まで面倒を見ることではないことがわかる。いわゆる、たとえば、必須の「実験」を「座学」にするといったような、プログラムの求める「本質的な要件を変更」したり、また「試験の水準を下げ」たり、「プログラムの一部を免除」するものではないということである。

日本で差別解消法施行に向けての研修会で、よく聞かれる「いったいどこまで譲歩しなければいけないのか」といった質問も、「権利としてのアクセス保障」というシンプルなスタンスが見えずに、「思いやりの福祉教育」路線での過剰な予期不安が膨らんで出てきたものといえよう。問題は、サービス体制のベースとなる「思いやりから権利へ」という意識の転換ではないだろうか。

【カンザス大学自立生活研究所ウェブ・ニュースに訪問の記事が掲載されました】

Japanese Professor Keiko Kano Studies Student Accommodations



Keiko Kano (left) discussed student accommodations with Center Director Glen White.

The U.S. is the world leader in independent living, says Keiko Kano. The Japanese professor of Social Work at Kansai University in Osaka made a week-long visit to the University of Kansas in September 2015 to learn more about programs for students with disabilities, with a stop at the Research & Training Center on Independent Living.

Kano first visited the Center 25 years ago when her husband was on sabbatical in KU's Chemistry department. During that year, she conducted her own research on community-based services for people with disabilities, working often with Center Director Glen White. "I watched the signing of the Americans with Disabilities Act on TV in 1990," Kano recalls.

"That was very memorable." Now she is researching the way American universities provide services for students with disabilities on behalf of the Human Rights Research Center of Kansai University.

"We are trying to catch up to the U.S." Kano said. Japan passed an anti-discrimination law in 2013 that is similar to the American ADA, so universities now have to admit students with disabilities and provide reasonable accommodations. "But this is a very new idea for the Japanese. Most physical barriers have been removed, but the idea of 'reasonable accommodations' is not well understood," she explained.

White shared information with Kano about Access to Success, a program he and Jean Ann Summers have created to inform American students about their rights in post-secondary institutions and to help them develop skills for requesting accommodations, such as note-takers or extra time for exams. She also visited KU's Academic Achievement and Access Center to learn about implementing programs for students with disabilities.

According to Kano, Japan's school system had been segregated since 1974, when "special schools" were created for students with disabilities. Now that inclusive education is the law, elementary and secondary students can attend their local schools, then can expect accommodations when they attend a college or university.

(社会学部教授)

2015年度 公開研究学習会

親密な関係における暴力をなくすために

～男性・若者に非暴力の輪を広げる～

(10月31日(土)13:30-16:40 第1学舎A301教室)

多賀 太

配偶者暴力(DV)防止法が施行されて14年が経過したが、DVをはじめとする親密な関係における暴力問題は依然として深刻である。内閣府の調査(2015)によれば、既婚女性の4人に1人は配偶者から暴力を受けた経験があり、うち9人に1人が命の危険を感じたことがある。また、女性の約5人に1人が交際相手からの暴力(デートDV)を受けたことがある、うち4人に1人が命の危険を感じたことがある。

世論調査では8割以上がDV(配偶者からの暴力)という言葉を見たり聞いたりしたことがあると答えるなど、DVの社会的な認知度が高まっているが、残念ながら、社会の多数派が本格的にこの問題の解決に向けて取り組む状況には至っていない。特に、被害者女性の問題が強調されても、男性は、ともすればそうした問題を自分とは無関係だとみなしがちである。また、若者たちの間では、自分たちの間で起こっていることがDVであると気づかないまま、加害行為を行っていたり、被害に耐えていたりする場合も少なくない。

そこで、ジェンダー研究班が担当することとなった今回の合同研究会では、DVを中心とする親密な関係における暴力の実態と背景を学び、その解決に向けて特に男性と若者に非暴力の輪を広げていくための方策を議論することにし

た。企画に際しては、2012年から男性主体で女性に対する暴力をなくす啓発運動を行ってきたホワイトリボンキャンペーン・KANSAIにも協力を依頼し、公開とした。参加者は学内関係者と一般参加者を合わせて41人であった。



第1部では、原健一氏(佐賀県DV総合対策センター所長)による基調講演が行われ、親密な関係における暴力の概要、佐賀県での中学生向け予防教育(望まない性行為の予防、デートDV予防、性感染症予防、性被害予防)の取り組み、加害者自身の主観的な認知の特徴と加害者対策の様子などが紹介された。特に、DV発生の背景には、加害者側の病理に起因するタイプから被害者の依存的傾向が加害者を追い詰めて暴力を誘発するタイプに至る様々なものがあり、加害者のタイプも決して一定ではないものの、旧来の家父長制的男女観と暴力の容認が折り重なる



ところでDVが生じる点はおよそ共通していることが述べられた。そして、固定的なジェンダー観にとらわれず互いを尊重できる関係づくりや日常生活における暴力への気づきの重要性と、それらについて男性や若者が安心して自由に語れる場を設けることの必要性が提起された。

第2部では、原氏を含めた3人の登壇者によ



るシンポジウムが行われた。茂木美知子氏（NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネットこうべ理事）からは、2006年以来、中学生から大学生までの約10万人を対象に実施してきたデートDV防止プログラムの概要が紹介された。プログラムは、身体的な攻撃に限定されない暴力の定義や、力と支配、束縛と性暴力、対等な人間関係の築き方などについて、中学生でも理解できるよう工夫された内容となっており、その効果として、若者たちが、自らの被害と加害に気づいたり、周囲にあるデートDVに気づいて友人を被害から救い出したりするきっかけを与えられることが示された。そして、暴力をなくすには防止が重要であり、思春期と成人期初期は暴力の世代間連鎖を断つ絶好の機会であること、中学生から始めても決して早すぎないことが述べられた。

山口季音氏（至誠館大学ライフデザイン学部



専任講師）からは、男性同士の暴力と男性から女性への暴力との関係性について提起がなされた。成人男性への回顧インタビュー調査に基づき、男性集団内で暴力被害を経験した男性は、相手への優越の手段として暴力を用いることを「男らしさ」として学ぶとともに、暴力の痛みにも耐えることもまた「男らしさ」として学ぶことで暴力に鈍感になっている側面があることが指摘された。そして、男性から女性への暴力もこの延長線上で考える必要があり、男性から女性への暴力をなくしていくためには、男性同士の暴力被害に対する早期の適切なケアも必要であることが述べられた。

その後、登壇者とのフロアとの間で意見交換が行われ、言葉による暴力にどう気づかせるか、身体的暴力をふるった加害者が自分も相手から別の形で暴力を受けた被害者だと認識している場合にどう対応するか、「力」を奪われた人々に暴力以外の形で「フェアな力」をつけさせるにはどうすればよいかなど、活発な議論が行われた。

今回の成果を活かし、本研究室としても、今後ますます学生たちに対する非暴力啓発に努めていきたい。
（文学部教授）



南京・広州を訪ねて

飛田 雄一

私は今夏、神戸・南京をむすぶ会のメンバーとして訪中した。この会は、一九九六年に神戸市王子ギャラリーで開かれた「丸木位里・俊とニューヨークの画家たちが描いた南京1937絵画展」の実行委員会が中心となって、九七年二月に結成された会だ。もともと実行委員会メンバーが一度は南京大虐殺の現場を訪問したいということでできた一回だけの旅行グループだった。しかし、その後も毎年訪問を継続し、今年が一九回目の訪問となったのである。

会の訪中目的は、南京大虐殺の真実を学ぶことである。具体的には八月一五日に侵華日軍南京大虐殺遇難同胞記念館で追悼集会を開き、幸存者の証言を聞き、虐殺現場をフィールドワークするのである。そして毎年、南京以外にもう一カ所、日本軍が侵攻した場所を訪ねることにしている。これまでの訪問先は、淮南、撫順、太原・大同・北京、ハルビン、蘇州・杭州、重慶、大連・旅順、済南・青島、無錫・石家荘・天津、武漢、瀋陽・長春、牡丹江・虎頭・虎林、延辺朝鮮族自治州、海南島、香港、台湾、上海である。よくいろんな所を訪ねたとと言えるが、日本軍の侵攻した所がほんとうに中国の広範囲にわたっているということが言える。

今夏は、南京のち広州を訪ねた。食は広州にありの広州である。食事は本当においしかった。

南京四泊、広州三泊というスケジュールだっ

た。南京四泊というのは比較的余裕のあるスケジュールで、これまで南京の時間が足りないという要望に応えたものだ。関空・南京の直行便の数が増えたのでそれが可能になったのである。上海に入国したのち南京に向かうことも多いが、その長所は本多勝一などが書いている南京大虐殺につながる「南京への道」を疑似追体験できるということだ。一方問題は、上海から南京まで時間がかかるということだ。今回は、南京に直行した。メンバーは部分参加も含めて総勢一七名。半分以上がリピーターだ。このようなツアー（最近ダークツーリズムと言う？）は最小催行人数が確保できなくて実施できないということもあるようだがこのツアーに関してはリピーターが多く実施できないことは一度もなかった。

八月一二日、午後六時半に南京空港に到着した。翌一三日は、朝からフィールドワークだが、現地ガイドは第一回目より戴國偉さんだ。戴さんは研究熱心で、毎年新しい訪問先を調査してくださっているが、そのことがリピーターの参加につながっている。

まずは有名な観光地である長江大橋を渡って浦口区臨江路へ。戴さんの調査によるとそこには慰安所があったとのこと。現場についてからの突撃取材も続き、南京北駅公園では、将棋をしていた男性からこの付近に慰安所や阿片窟のような喫茶店があったことなど教わる。浦口火



南京・燕子磯記念碑で

車駅付近では、最初われわれの団をいぶかしがって見ていた老人が元慰安所のご自身が住んでいる場所まで案内してくださった。

午後、上新河地区にある「遇難同胞記念碑」を訪ねたのち、南京大虐殺民間南京抗日博物館を見学した。毎年のように訪問している館で、呉館長と懇談した。昨年は一九三七年当時の日本の新聞の特別版として作成された南京の地図をプレゼントした。(連れ合いの実家の蔵?にあったもの)夕方には張連紅さん(南京師範大学南京大屠殺研究センター)、呉館長と夕食懇談した。

一四日も一日フィールドワークで、燕子磯、草鞋峡、中山埠頭記念碑を訪ねた。いずれも集団虐殺の行われた場所にあたる。朴泳心さんの証言で知られるようになった利濟巷慰安所跡も訪問した。ここは侵華日軍南京大虐殺遇難同胞記念館の分館として保存工事が進められており、本年一二月一三日には開館の予定だとうかがった。

一五日は、侵華日軍南京大虐殺遇難同胞記念館で追悼集会の開かれる日で朝早くから記念館に向かった。八時半から記念館の平和の女神前で日本からの他の団とともに追悼集会を開きむすぶ会も献花した。南京は中国の三大熱釜といわれるほど夏は暑い都市で、記念館の配慮で数年前から屋内集会の部分が多くなっている。朱成山館長、銘心会南京の松岡環さん、神戸南京を結ぶ会の宮内陽子さん、日中友好希望の翼(長崎)高實康稔さんの挨拶や、日中の青年が読み上げる「平和宣言」等があった。むすぶ会では毎年大学生が作文を提出して応募し、参加費五万円で参加できるようにしているが、その学生が平和宣言をした。

この日は、幸存者・陳桂香さんの証言を聞き、館内を見学した。帰路、城門というよりお城の



黄埔軍官学校跡

ような中華門見学ののちホテルにもどった。

一六日、二つ目の訪問地の広州に向かった。飛行機で二時間の距離だ。広州では神戸華聯旅行社の金さんが出迎えてくれた。一〇時に広州新白雲空港に到着しさっそくフィールドワークを開始した。現地ガイドは曹佛さん。前日まで大雨だったそうで、とにかく暑い。石馬桃花公園で、日本軍が作ったと思いきトーチカを見学したのち、「血涙洒黄華碑(旧日本軍の空爆で一般市民も大きな被害を受けた)」を訪ねた。午後、「旧黄埔軍校旧址」見学した。多くのすぐれた軍人・政治家を輩出したことで知られ、夏休みを利用した家族連れなど参観者がとても多かった。この学校には多くの朝鮮人独立運動家も学んでいた。(黄埔軍官学校と朝鮮人についてむくげ通信二七二号に飛田が書いている。むくげの会/むくげ通信総目録で検索すれば見ることができるので参照いただきたい。)ホテルは珠江沿いの華夏大酒店。三九階のレストランからの展望がすばらしい。

翌一七日、私は朝の散歩に珠江沿いの歩道があるいた。フィールドワークでは、粵港難民之墓(日本軍の細菌兵器で大きな被害を受けた人々が埋葬されている)、牛山炮台公園砲台跡(アヘン戦争当時の清政府軍の砲台)、万人坑(一九三九年からの日本軍による殺りく現場)、中山医科大学図書館(南支那防疫給水部“波八六〇四部隊”本部跡。現地住民や中国軍兵士の殺害用のベスト菌、サルモネラ菌などの培養、ねずみの飼育がおこなわれた)、広州起義烈士陵園(一九二七年蜂起五千名が処刑された場所)、黃花崗公園(一九一一年三月二九日蜂起の七二烈士の慰霊碑)を訪問した。

一八日は珠海市に向かい、孫中山故居記念館、三竈島三・一三死難同胞記念碑、三灶島侵華日軍罪行遺跡、三灶神社跡等を訪問した。最終日一九日は、飛行機便が早く午前五時半にホテルを出発して上海乗り継ぎで関空へと戻ってきた。

報告書は年内には発行される予定だ。(希望者は飛田hida@ksyc.jpまで)来年は二〇回目の訪問となる。南京のあとどこを訪ねようかなどと会の新年会などでわいわいと相談することになる。

(委嘱研究員)

書評

『日本の外国人学校 トランスナショナリティをめぐる教育政策の課題』

志水宏吉、中島智子、鍛冶致編著 明石書店(2014年)



評者：若槻 健

本書は、日本の「外国人学校」をエスノグラフィーにより記述し、外国人学校の現状と課題、さらには可能性をダイナミックに描き出そうという試みたものである。大学院生を含めた共同研究者18名がそれぞれ担当の学校に張りつき、観察・見学や聞き取り、その他の情報収集活動からなるフィールド調査を行い、17校のエスノグラフィーが生み出された。

「外国人学校」とは、法令上規定されたものではなく、外国や外国人にかかわりをもつ学校を総称する言葉として慣例的に用いられてきたものである。いわゆる一条校ではない「非正規」の学校であり、そのため制度面、財政面など様々な側面で不利益をこうむりながら独自の歴史を重ねてきた学校である。

外国人学校は、しばしば「民族学校」と「国際学校」に区別して語られる。編者の志水によると、国民国家の枠組みが明確で、学校教育＝国民教育の側面が色濃かったしばらく前までは、「ふつうの学校」（その国の子どもをその国の原語で教える）、「民族学校」（外国ルーツの子どもをその国の原語で教える）、「国際学校」（さまざまな国の子どもを世界語＝英語）で教えるというカテゴリーでタイプ分けすることができた。しかし、グローバル化が進展し、国境を越えての移動が急増する今日、その境界線はあいまいになってきており、「ふつうの学校」に外国にルーツを持つ子どもが多く通学し、「民族学校」も大きな変容を見せている。そうした変化をトランスナショナリティの高まりと位置づけ、こうした社会的コンテキストのなかで外国人学校の現状を探求することがめざされている。公教育システムの周縁におかれてきた外国人学校に光をあて、そこにかかわる人たちの多様な声に耳を傾けることで、その教育的可能性を描

こうとしている。それは、日本の学校教育システムが抱える諸問題をあぶりだすことにもつながるだろう。

本書は、序章に続く5部から構成されている。第1部では、「外国人をめぐる施策」して「国内の外国人学校をめぐる施策」（第1章）と「外国人学校に関する研究動向」（第2章）がまとめられている。続く第2部から第5部が、本書の中心となる17校のエスノグラフィーである。第2部で「コリア系学校」、第3部が「中華学校」、第4部が「ブラジル人学校」、第5部が「インターナショナルスクール」である。最後に全体のまとめとして終章が用意されている。

エスノグラフィーは、17の個別のそして共通性を含んだ物語であり、ぜひ本書を手にとってそこにかかわる様々な人々の声に耳を傾けてほしい。ここでは、人権問題研究室の山ノ内裕子研究員の執筆する部分を簡単にではあるが紹介しよう。山ノ内研究員は、第4部の「ブラジル人学校」を担当し、ブラジル人学校の概要（第1章）と、その一つHIRO学園（第3章）の様子を執筆している。第1章では、ブラジル人学校を取り巻く状況とその多様性について言及されている。ブラジル人学校は、1990年の入管法改正以降日系ブラジル人とその配偶者が大量渡日したことをきっかけとして、各地に子どもたちを預かる自動的な託児所や私塾的な学校が設立されたことに由来するという。当初ブラジル人学校は単なる帰国準備の学校として表面的にしかとらえられず、日本社会の問題ではなくブラジル人社会の問題とみなされ、注目を集めることは少なかった。しかし、2008年末の経済危機をうけ、ブラジルに大量帰国した日系ブラジル人と残った人々の困窮は、マスメディアに大きく取り上げられたこともあり、広く知られるよ

うになった。日本政府も「定住外国人の子どもの就学支援事業」（通称「虹の架け橋事業」）を実施したり、各種学校の認可基準の緩和基準の弾力化を都道府県に求めるなど対策をとった。第Ⅳ部の調査は、2008年12月から2012年12月にかけて行われたものであり、経済危機以降のブラジル人学校の困難と展望について記述されている。

第3章で取り上げられるHIRO学園は、ブラジルの有名難関大学へ合格者を輩出する「エリート校」である。学園は岐阜県大垣市にあるが、その教育水準と進路実績の高さにより市内のみならず広く学力が高く進学意欲の高い在日ブラジル人の子どもたちを集めている。カリキュラムは、ブラジルのものをベースにポルトガル語、英語、日本語を必修としているという。理事長や学校長、さらには教員たちの高い資質とネットワークが、HIRO学園の質の高い教育を実現させている。一方、手取り足取り進路指導する日

本の高校とは異なり、子どもたち一人ひとりの自主性を大切にし、自ら進路を切り拓くことを大切にしているという。

ブラジル人学校というと教師の資質も低く財政的にも不安定な、質の「低い」教育を想像する方も少なくないのではないだろうか。確かにそういう面はあり、だからこそいろいろな側面からの制度的な支援が必要になってくるのではあるが、実際にはHIRO学園のような学校も存在する。また、民族学校と聞くと民族の誇りを注入する教育を想起するかもしれないが、本書の17の物語からはそうした単純化したイメージからは漏れ出る多様な学校の姿をうかがい知ることができる。400頁を超える本書ではあるが、一つひとつの物語から多様な声を聞き取ることで、わたしたちのもつ外国人学校についての固定観念を和らげてくれることだろう。

（文学部准教授）

人権問題研究室研究学習会 (2015年4月～2016年1月)

日程	テーマ	講師	会場
4月10日(金)	日本軍慰安所と中国の戦場の村の女性たち	石田 米子 (岡山大学名誉教授)	人権問題研究室
5月8日(金)	障害者の就労支援／自立支援の現状と課題	姜 博久 (委嘱研究員)	
6月12日(金)	移住女性と人権 韓国移住女性人権センターの取り組み を踏まえて	藤田 美佳 (奈良教育大学次世代教員 養成センター特任教授)	
7月10日(金)	辺野古一海の闘いの状況とヤマトウ社会 への問い	目取真 俊 (作家)	
10月9日(金)	言語をめぐる人々が語ること一ソ連崩壊 後のキルギス共和国の事例から	小田桐 奈美 (外国語学部助教)	
11月13日(金)	青年期の発達障害者への支援 ～大学における障害学生支援を通して～	望月 直人 (大阪大学キャンパス ライフ支援センター 特任准教授)	
12月18日(金)	韓国における多文化家庭の明暗について	高 明均 (外国語学部教授)	
1月15日(金)	平民と被差別民との婚姻・雇用をめぐる 裁判について	藤原 有和 (委嘱研究員)	

関西大学・岬町共催による人権講座

日程	テーマ	講師	会場
10月16日(金)	『人生が変わる時』 ～あなたらしい生き方を自由に選ぶために～	源 淳子 (委嘱研究員)	岬町文化センター 1階集会室

編集後記

2015年度を締めくくる今号の室報には、今年度の活動を振り返る論考と書評が寄せられた。まず2016年4月の「障害者差別解消法」施行を契機に、研究学習会で大学における障害のある学生への就学支援の可能性を検討してきた障害者問題研究班より、加納恵子氏が、25年前に同様の法律を制定したアメリカで、自立生活研究に取り組んできたカンザス大学の視察レポートを寄稿している。障害を持つ学生への支援として、「『合理的配慮』を求めて相談・調整」する力を育成する当事者学生向けのプログラムについての報告は、11月の研究学習会での議論とも重なり、興味深く読んだ。

また、ジェンダー研究班からは、多賀太氏が10月に行った公開研究学習会について報告してくれている。DV防止法の施行から14年を経て、DVという言葉や現象に対する認知は高まったが、暴力は依然として大きな社会問題となっている。今回の公開研究学習会では、DVなどの暴力を自分とは無縁と考えることの多い男性や若者が、日常的な暴力に気づき、これを修正していくためのケアや支援が議論された。法律の整備は、当事者団体や支援者による努力の結果であることはいままでもない。だが、これ

は差別解消のゴールではなくスタートラインであることを、この2つの文章は私たちに教えてくれている。

また、飛田雄一氏(南京・広州の戦争史跡をめぐるツアーの報告、若槻健氏による『日本の外国人学校 トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』の書評も読み応えがある。今年度も歴史認識をめぐる近隣国との関係、日本社会内の多様なエスニティなど様々な問題を考えてきたが、人権は抽象的な議論ではなく、具体的な現状を知り、伝え、共有する地道な努力によって手に入れられるものだというのを改めて実感した。

2016年度も、研究学習会や講座の開催が予定されている。異なる問題意識から多様な現場からの報告を共有する機会としていければと願っている。(酒井千絵)

関西大学人権問題研究室室報 第56号
2016年2月29日発行
発行／関西大学人権問題研究室
〒564-8680 吹田市山手町3丁目3番35号
電話 (06) 6368-1182
FAX (06) 6368-0081
<http://www.kansai-u.ac.jp/hrs>

